

社会福祉法人湧別福祉会理事長報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧別福祉会理事長（以下「理事長」という。）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 月額 100,000 円

(報酬支給の始期及び終期)

第3条 新たに理事長となった者には、その職に就いた日から支給し、報酬額に変更があった場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

2 理事長が辞職、任期満了、失職等によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、報酬額をその月の現日数で除して得た額を基礎として、日割りによって計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給日は、その月の末日とする。

(委任)

第5条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人湧別福祉会理事長報酬に関する規程又は社会福祉法人上湧別福祉会理事長の報酬支給に関する規程（以下「合併前の規程」という。）により支給すべき報酬については、なお合併前の規程の例による。